

鹿児島市印刷請負契約最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第13条の規定により、印刷物に係る製造の請負（以下「印刷請負」という。）の契約に係る競争入札について、契約内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）を執るに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格制度の対象)

第2条 市長は、印刷請負の契約に係る競争入札を行う場合において、最低制限価格を設けることができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に10分の7以上で定めた割合を乗じて得た額とする。

2 最低制限価格は、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額とともに予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に記載しておくものとする。

(公表の方法)

第4条 最低制限価格を設けた競争入札においては、最低制限価格を設けた旨を一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書に記載するとともに、入札執行時においても説明するなどの方法で最低制限価格を設けた旨の公表を行うものとする。

(入札執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、入札金額が最低制限価格未満の場合には、当該入札者を「失格」とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、入札を終了するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和元年9月13日から施行する。ただし、令和元年9月30日以前に行う印刷請負契約に係る入札執行事務において、当該印刷請負契約の締結日が令和元年9月30日以前である場合は、なお従前の例による。